「民事裁判IT化に関する世論調査」の概要

内閣府政府広報室

- 1 調 査 目 的 民事裁判 I T化に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考 とする。
- 2 調 査 項 目 (1) 現在の民事裁判の申立方法の認知度について
 - (2) 民事裁判の申立方法の I T化について
- 3 関係省庁 法務省
- 4 調 査 対 象 (1) 母集団 全国18歳以上の日本国籍を有する者
 - (2) 標本数 3,000人
 - (3) 抽出方法 層化2段無作為抽出法
- 5 調 査 時 期 令和2年9月17日~11月1日
- 6 調 査 方 法 郵送法
- 7 調査実施機関 一般社団法人 中央調査社
- 8 回 収 結 果 (1) 有効回収数(率) 1,967人(65.6%)
 - (2) 調査不能数(率) 1,033 人 (34.4%)

-不能内訳-

宛先不明による返送12 未返送836 白 票10代理回答・記入不備156 期間外2 災 害0その他17

9 性·年齢別回収結果

性	生・年齢	標本数	回収数	回収率	4	生・年齢	標本数	回収数	回収率	<u>√</u>	生・年齢	標本数	回収数	回収率
				%					%					%
	18~19歳	60	32	53. 3		18~19歳	32	14	43.8		18~19歳	28	18	64.3
男	20~29歳	322	179	55.6	男	20~29歳	146	72	49.3	女	20~29歳	176	107	60.8
	30~39歳	374	243	65.0		30~39歳	203	116	57. 1		30~39歳	171	127	74.3
女	40~49歳	534	350	65.5		40~49歳	274	164	59.9		40~49歳	260	186	71.5
	50~59歳	474	339	71.5		50~59歳	238	161	67.6		50~59歳	236	178	75.4
計	60~69歳	446	324	72.6	性	60~69歳	215	147	68.4	性	60~69歳	231	177	76.6
	70歳以上	790	500	63.3		70歳以上	350	220	62. 9		70歳以上	440	280	63.6
	計	3,000	1, 967	65.6		計	1, 458	894	61.3		計	1,542	1,073	69. 6

調査結果の概要

1 現在の民事裁判の申立方法の認知度について

(1) 現在の申立方法の認知度

現在、民事裁判を起こす際に必要となる訴状などの裁判所への提出は、持参や郵送する方法 のみが認められていて、インターネットを利用する方法は認められていないことを知っていた か聞いたところ、「知っていた」と答えた者の割合が 11.7%、「知らなかった」と答えた者の 割合が 87.1%となっている。

都市規模別に見ると、「知っていた」と答えた者の割合は大都市で高くなっている。 性別に見ると、大きな差異は見られない。

年齢別に見ると、「知っていた」と答えた者の割合は50歳代で高くなっている。

(図1、表1)

図1 現在の申立方法の認知度

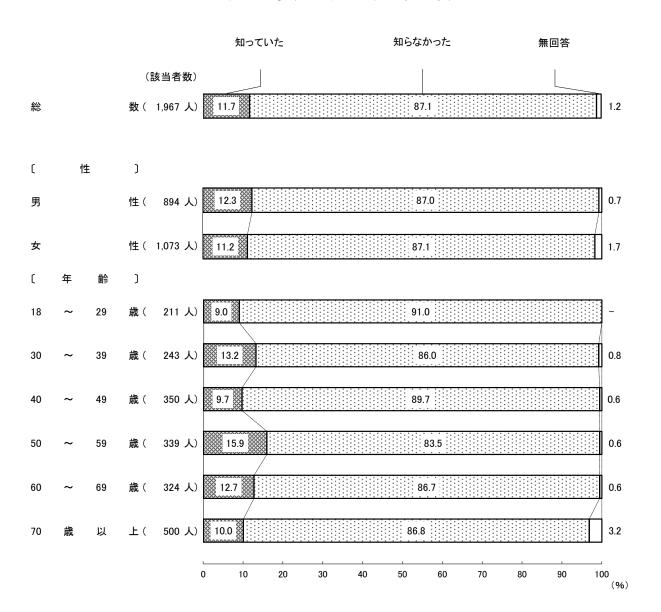


表1 現在の申立方法の認知度

	該	知	知	無
		2	Ġ	
	当		な	
	者	T	か	回
	⁷ H	V	2	
	数	た	た	答
	人	%	%	%
総数	1, 967	11.7	87. 1	1.2
〔都市規模〕				
大 都 市	566	14. 1	85. 3	0. 5
東京都区部	138	14. 5	84. 8	0.7
政令指定都市	428	14.0	85. 5	0.5
中 都 市	791	11.4	87. 0	1.6
小 都 市	437	9.6	89. 0	1.4
町村	173	10.4	88. 4	1.2
〔 性 〕				
男 性	894	12.3	87. 0	0.7
女性	1,073	11.2	87. 1	1.7
〔年齢〕				
18 ~ 29 歳	211	9.0	91.0	=
30 ~ 39 歳	243	13.2	86.0	0.8
40 ~ 49 歳	350	9.7	89. 7	0.6
50 ~ 59 歳	339	15. 9	83. 5	0.6
60 ~ 69 歳	324	12.7	86. 7	0.6
70 歳 以 上	500	10.0	86.8	3. 2

2 民事裁判の申立方法の I T化について

(1) 申立方法をインターネットを利用する方法のみとすることの賛否

仮に今後、訴状などの裁判所への提出はインターネットを利用する方法に限定し、持参や郵送による方法を認めないこととした場合、賛成か聞いたところ、「賛成」とする者の割合が22.4% (「賛成である」9.1%+「どちらかというと賛成である」13.3%)、「弁護士などの専門家が提出する場合のみ、インターネットを利用する方法に限定するのであれば賛成である」と答えた者の割合が22.0%、「反対」とする者の割合が51.7%(「どちらかというと反対である」30.6%+「反対である」21.1%)となっている。

都市規模別に見ると、大きな差異は見られない。

性別に見ると、「賛成」とする者の割合は男性で高くなっている。

年齢別に見ると、「賛成」とする者の割合は 18~29 歳から 40 歳代で、「弁護士などの専門家が提出する場合のみ、インターネットを利用する方法に限定するのであれば賛成である」と答えた者の割合は 60 歳代で、「反対」とする者の割合は 70 歳以上で、それぞれ高くなっている。 (図2、表2)

図2 申立方法をインターネットを利用する方法のみとすることの賛否

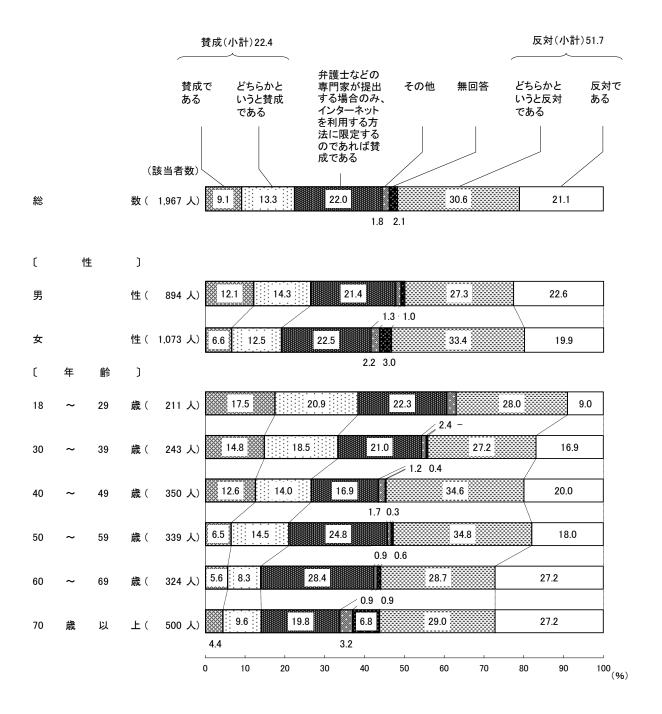


表 2 申立方法をインターネットを利用する方法のみとすることの賛否

	該	賛			ば用場弁	反			そ	無
	100	具	賛	ど	賛す合護	X	ど	反	. C	7111
				ち	成るの士		ち			
			-4-	らか	で方みな あ法、ど		5	- 1 24-		
	当		成	ル・ と	あ法、ど るにイの		かと	対		
				い	限ン専		٧١			
			で		定タ門			で	の	口
	者			う と 賛	すー家		う と 反			
	78	小	あ	質 成	るネが のッ提	小	反 対	あ		
		計	α)	がで	でト出	計	で	α)		
				あ	あをす		あ			
	数)成	る	る	れ利る) 対	る	る	他	答
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	1, 967	22. 4	9.1	13.3	22.0	51.7	30.6	21.1	1.8	2. 1
〔都市規模〕										
大 都 市	566	23. 3	9.0	14.3	21.0	52.1	30.4	21.7	1. 9	1.6
東京都区部	138	29. 0	11.6	17.4	17.4	49.3	29.0	20.3	2. 9	1.4
政令指定都市	428	21.5	8.2	13.3	22.2	53.0	30.8	22.2	1.6	1.6
中 都 市	791	22. 5	10.2	12.3	21.9	51.5	31.6	19.8	2.0	2.1
小 都 市	437	21.7	7.8	14.0	21.5	53.1	29. 5	23.6	1.4	2.3
町村	173	20.8	7.5	13.3	26.6	48.0	29. 5	18.5	1.7	2.9
〔 性 〕										
男性	894	26. 4	12.1	14.3	21.4	49.9	27.3	22.6	1.3	1.0
女性	1,073	19. 1	6.6	12.5	22.5	53.2	33.4	19.9	2. 2	3.0
〔年齢〕										
18 ~ 29 歳	211	38. 4	17.5	20.9	22.3	37.0	28.0	9.0	2. 4	-
30 ~ 39 歳	243	33. 3	14.8	18.5	21.0	44.0	27.2	16.9	1. 2	0.4
40 ~ 49 歳	350	26. 6	12.6	14.0	16.9	54.6	34.6	20.0	1. 7	0.3
50 ~ 59 歳	339	20. 9	6.5	14.5	24.8	52.8	34.8	18.0	0. 9	0.6
60 ~ 69 歳	324	13. 9	5.6	8.3	28.4	55.9	28.7	27.2	0. 9	0.9
70 歳 以 上	500	14. 0	4.4	9.6	19.8	56.2	29.0	27.2	3. 2	6.8

ア 賛成の理由

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「賛成である」、「どちらかというと賛成である」と答えた者(441人)に、インターネットを利用する方法のみとすることについて、賛成の理由は何か聞いたところ、「手続を行うために、裁判所や郵便局に行く手間や費用が必要なくなるから」を挙げた者の割合が84.4%と最も高く、以下、「持参するための時間や郵送に要する期間が不要になり、訴状などの受付までが迅速に進むことが期待できるから」(64.2%)、「裁判所の事務の効率化によって手続が迅速に進むことが期待できるから」(46.9%)などの順となっている。(複数回答、上位3項目) (図3、表3)

図3 賛成の理由

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「賛成である」、「どちらかというと賛成である」と答えた者に、複数回答

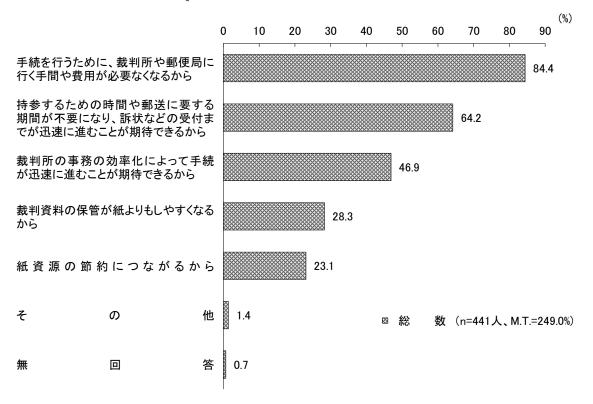


表3 賛成の理由

(訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「賛成 である」、「どちらかというと賛成である」と答えた者に、複数回答

	該当者	るから 局に行く手間や費用が必要な手続を行うために、裁判所や	できるから を対しまでが迅速に進むことがおします。 できるから	から 続が迅速に進むことが期待で 裁判所の事務の効率化によっ	くなるから 裁判資料の保管が紙よりもし	紙資源の節約につながる	<i>ج</i>	無回	計 (M. T.)
		く郵	期ど要	きて	\$	カゝ			
	数	な便	待のす	る手	す	6	他	答	
	人	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	441	84.4	64. 2	46.9	28.3	23. 1	1.4	0.7	249.0
〔都市規模〕									
大 都 市	132	86.4	68.2	54. 5	34.8	28.0	2.3	0.8	275.0
東京都区部	40	90.0	67. 5	62. 5	45.0	42. 5	5. 0	2.5	315.0
政令指定都市	92	84.8	68. 5	51. 1	30.4	21.7	1. 1	-	257.6
中 都 市	178	82.0	68. 0	48. 9	27. 5	22. 5	0.6	0.6	250.0
小 都 市	95	88.4	54. 7	37. 9	23. 2	21. 1	1. 1	1. 1	227. 4
町 村	36	77.8	55. 6	33. 3	22. 2	13. 9	2.8	-	205. 6
[性]									
男 性	236	84. 7	60.6	46. 2	34. 7	25.8	0.8	0.4	253. 4
女性	205	83. 9	68. 3	47.8	21.0	20.0	2. 0	1.0	243. 9
〔年齡〕	0.1	01.4	20 F	45.5	0.4.5	0.4.7	1.0		0.40
18 ~ 29 歳	81	91. 4	60. 5	45. 7	24. 7	24. 7	1. 2	_	248. 1
30 ~ 39 歳	81	95. 1	66. 7	44. 4	44. 4	29. 6	-	_	280. 2
40 ~ 49 歳	93	80. 6	67. 7	43. 0	31. 2	31. 2	2. 2	- 1 4	255. 9
50 ~ 59 歳	71	81. 7	57. 7	52. 1	22. 5	16. 9	_	1. 4	232. 4
60 ~ 69 歳 70 歳 以 上	45	86. 7	77. 8	48. 9	20. 0	15. 6	- 4.0	-	248. 9
70 歳 以 上	70	70.0	58. 6	50. 0	21. 4	14. 3	4. 3	2. 9	221. 4

イ 反対の理由

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらかというと反対である」、「反対である」と答えた者(1,017人)に、インターネットを利用する方法のみとすることについて、反対の理由は何か聞いたところ、「誰もがインターネットを利用できるとは限らないから」を挙げた者の割合が82.4%と最も高く、以下、「システムの情報セキュリティ水準が低いと個人情報が流出するおそれがあるから」(48.0%)、「システムの操作に不安があるから」(35.3%)、「仮に、システムを利用できる機器がパソコンのみとなった場合、パソコンを所有していないから」(23.3%)、「自宅などにインターネットを利用するための回線がないから」(21.2%)などの順となっている。(複数回答、上位5項目)

性別に見ると、「システムの操作に不安があるから」を挙げた者の割合は女性で高くなっている。 (図4、表4)

図4 反対の理由

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらかというと反対である」、「反対である」と答えた者に、複数回答

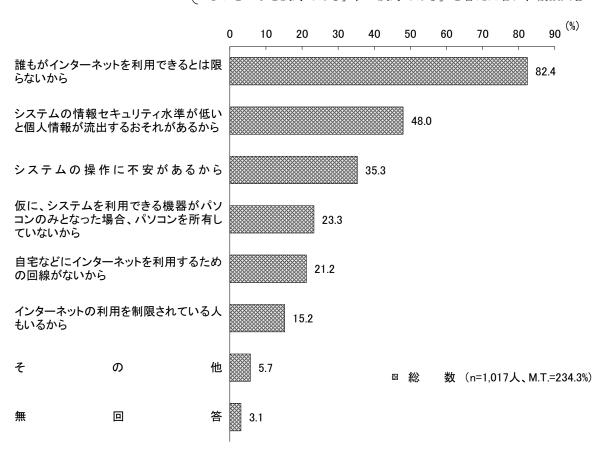


表4 反対の理由

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらかというと反対である」、「反対である」と答えた者に、複数回答

技術		ı .		1		-					
数 次 がが ら コが 寸 で 他 答 答 機能 数 1,017 82.4 48.0 35.3 23.3 21.2 15.2 5.7 3.1 234.3 1		当	は限らないからもがインターネットを利用で	るから いと個人情報が流出するおそステムの情報セキュリティ 水	ステムの操作に不安がある	を所有していないからソコンのみとなった場合、パに、システムを利用できる機	ための回線がないから宅などにインターネットを利	る人もいるからンターネットの利用を制限さ			
総		数							他	答	
大 都 市 規 模] 大 都 市 295 83.1 49.8 33.2 23.1 20.0 19.7 7.1 2.4 238.3 東京都区部 68 80.9 57.4 27.9 22.1 17.6 30.9 13.2 - 250.0 政令指定都市 227 83.7 47.6 34.8 23.3 20.7 16.3 5.3 3.1 234.8 中 都 市 407 83.3 46.4 35.6 24.1 21.6 12.8 5.2 3.4 232.4 小 都 市 232 81.5 48.7 39.7 23.3 21.1 15.1 6.0 3.0 238.4 町 村 83 78.3 47.0 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 [性] 男 性 446 81.2 46.9 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 [作]		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
大 都 市 295 83.1 49.8 33.2 23.1 20.0 19.7 7.1 2.4 238.3 東京都区部 68 80.9 57.4 27.9 22.1 17.6 30.9 13.2 — 250.0 政令指定都市 227 83.7 47.6 34.8 23.3 20.7 16.3 5.3 3.1 234.8 中都市 407 83.3 46.4 35.6 24.1 21.6 12.8 5.2 3.4 232.4 小都市 1 232 81.5 48.7 39.7 23.3 21.1 15.1 6.0 3.0 238.4 町 村 村 83 78.3 47.0 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 長 性 1 446 81.2 46.9 28.9 20.6 19.5 15.5 8.3 3.6 224.4 女 性 571 83.4 48.9 40.3 25.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 年	総数	1,017	82. 4	48.0	35.3	23.3	21. 2	15.2	5.7	3. 1	234. 3
東京都区部 68 80.9 57.4 27.9 22.1 17.6 30.9 13.2 — 250.0 政令指定都市 227 83.7 47.6 34.8 23.3 20.7 16.3 5.3 3.1 234.8 中 都市村 407 83.3 46.4 35.6 24.1 21.6 12.8 5.2 3.4 232.4 小市村 232 81.5 48.7 39.7 23.3 21.1 15.1 6.0 3.0 238.4 町 村 83 78.3 47.0 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 馬 性 446 81.2 46.9 28.9 20.6 19.5 15.5 8.3 3.6 224.4 22.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 上 中 節 1 48.7 28.2 7.7 2.6 29.5 10.3 3.8 203.8 30 ~ 39 歳 78 73.1 48.7 28.2 7.7 2.6 <th< td=""><td>〔都市規模〕</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></th<>	〔都市規模〕										
政令指定都市 227 83.7 47.6 34.8 23.3 20.7 16.3 5.3 3.1 234.8 中 都 市 相 市 407 83.3 46.4 35.6 24.1 21.6 12.8 5.2 3.4 232.4 小 都 市 232 81.5 48.7 39.7 23.3 21.1 15.1 6.0 3.0 238.4 町 住 月 村 83 78.3 47.0 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 男 性 5 性 571 83.4 48.9 28.9 20.6 19.5 15.5 8.3 3.6 224.4 女 性 571 83.4 48.9 40.3 25.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 [年	大 都 市	295	83. 1	49.8	33.2	23.1	20.0	19.7	7.1	2.4	238. 3
中 都 市 407 83.3 46.4 35.6 24.1 21.6 12.8 5.2 3.4 232.4 小 都 市 232 81.5 48.7 39.7 23.3 21.1 15.1 6.0 3.0 238.4 町 村 83 78.3 47.0 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 馬 性 1 446 81.2 46.9 28.9 20.6 19.5 15.5 8.3 3.6 224.4 女 性 571 83.4 48.9 40.3 25.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 [年 節] 78 73.1 48.7 28.2 7.7 2.6 29.5 10.3 3.8 203.8 30 ~ 39 歳 107 86.9 48.6 28.0 18.7 4.7 21.5 13.1 1.9 223.4 40 ~ 49 歳 191 88.5 54.5 27.2 19.4 </td <td></td> <td>68</td> <td>80.9</td> <td>57.4</td> <td>27.9</td> <td>22.1</td> <td>17.6</td> <td>30.9</td> <td>13.2</td> <td>-</td> <td>250.0</td>		68	80.9	57.4	27.9	22.1	17.6	30.9	13.2	-	250.0
小 都 市 232 81.5 48.7 39.7 23.3 21.1 15.1 6.0 3.0 238.4 町 村 83 78.3 47.0 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 [性] 男 性 446 81.2 46.9 28.9 20.6 19.5 15.5 8.3 3.6 224.4 女 性 571 83.4 48.9 40.3 25.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 [年 齢] 18 ~ 29 歳 78 73.1 48.7 28.2 7.7 2.6 29.5 10.3 3.8 203.8 30 ~ 39 歳 107 86.9 48.6 28.0 18.7 4.7 21.5 13.1 1.9 223.4 40 ~ 49 歳 191 88.5 54.5 27.2 19.4 7.9 22.0 7.9 1.6 228.8 50 ~ 59 歳 179 88.3 55.3 29.6 14.5 11.7 17.9 5.6 1.7 224.6 60 ~ 69 歳 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4		227	83.7	47.6	34.8	23.3	20.7	16.3	5.3	3. 1	234.8
町 村 83 78.3 47.0 28.9 20.5 24.1 12.0 2.4 4.8 218.1 男 性 446 81.2 46.9 28.9 20.6 19.5 15.5 8.3 3.6 224.4 女 性 571 83.4 48.9 40.3 25.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 [年 齢]	中 都 市	407	83.3	46. 4	35.6	24.1	21.6	12.8	5.2	3. 4	232. 4
日 性 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	小 都 市	232	81.5	48.7	39.7	23.3	21. 1	15. 1	6.0	3. 0	238. 4
男 性 446 81.2 46.9 28.9 20.6 19.5 15.5 8.3 3.6 224.4 女 性 571 83.4 48.9 40.3 25.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 [年 齢]		83	78. 3	47.0	28.9	20.5	24. 1	12.0	2.4	4.8	218. 1
女 性 571 83.4 48.9 40.3 25.4 22.6 15.1 3.7 2.8 242.0 18 ~ 29 歳 78 73.1 48.7 28.2 7.7 2.6 29.5 10.3 3.8 203.8 30 ~ 39 歳 107 86.9 48.6 28.0 18.7 4.7 21.5 13.1 1.9 223.4 40 ~ 49 歳 191 88.5 54.5 27.2 19.4 7.9 22.0 7.9 1.6 228.8 50 ~ 59 歳 179 88.3 55.3 29.6 14.5 11.7 17.9 5.6 1.7 224.6 60 ~ 69 歳 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4											
(年 齢) 78 73.1 48.7 28.2 7.7 2.6 29.5 10.3 3.8 203.8 30 ~ 39 歳 107 86.9 48.6 28.0 18.7 4.7 21.5 13.1 1.9 223.4 40 ~ 49 歳 191 88.5 54.5 27.2 19.4 7.9 22.0 7.9 1.6 228.8 50 ~ 59 歳 179 88.3 55.3 29.6 14.5 11.7 17.9 5.6 1.7 224.6 60 ~ 69 歳 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4		446	81.2	46. 9	28.9	20.6	19.5	15.5	8.3	3. 6	224. 4
18 \sim 29 歲 78 73.1 48.7 28.2 7.7 2.6 29.5 10.3 3.8 203.8 30 \sim 39 歲 107 86.9 48.6 28.0 18.7 4.7 21.5 13.1 1.9 223.4 40 \sim 49 歲 191 88.5 54.5 27.2 19.4 7.9 22.0 7.9 1.6 228.8 50 \sim 59 歲 179 88.3 55.3 29.6 14.5 11.7 17.9 5.6 1.7 224.6 60 \sim 69 歲 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4		571	83. 4	48.9	40.3	25.4	22.6	15.1	3.7	2.8	242. 0
30 \sim 39 歳 107 86.9 48.6 28.0 18.7 4.7 21.5 13.1 1.9 223.4 40 \sim 49 歳 191 88.5 54.5 27.2 19.4 7.9 22.0 7.9 1.6 228.8 50 \sim 59 歳 179 88.3 55.3 29.6 14.5 11.7 17.9 5.6 1.7 224.6 60 \sim 69 歳 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4											
40 ~ 49 歳 191 88.5 54.5 27.2 19.4 7.9 22.0 7.9 1.6 228.8 50 ~ 59 歳 179 88.3 55.3 29.6 14.5 11.7 17.9 5.6 1.7 224.6 60 ~ 69 歳 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4		78	73. 1	48.7	28.2	7.7	2.6	29.5	10.3	3.8	203.8
50 ~ 59 歳 179 88.3 55.3 29.6 14.5 11.7 17.9 5.6 1.7 224.6 60 ~ 69 歳 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4		107	86. 9	48.6	28.0	18.7	4.7	21.5	13.1	1.9	223. 4
60 ~ 69 歳 181 83.4 52.5 44.2 19.9 23.2 9.4 3.3 5.5 241.4		191			27.2	19.4	7.9	22.0	7.9	1.6	228.8
		179	88.3	55. 3	29.6	14. 5	11.7	17.9	5.6	1.7	224. 6
70 歳 以 ト 281 747 356 434 399 466 64 18 39 2523		181	83.4	52.5	44.2	19.9	23. 2	9.4	3.3	5. 5	241. 4
10 // 50 1 1.1 55.0 10.1 55.5 10.0 0.1 1.0 5.5 252.5	70 歳 以 上	281	74. 7	35. 6	43.4	39.9	46.6	6.4	1.8	3. 9	252. 3

ウ インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらかというと反対である」、「反対である」と答えた者(1,017人)に、インターネットを利用する方法のみとするためには、どのような条件を整備する必要があると思うか聞いたところ、「誰もが簡単に操作できるシステムを作ること」を挙げた者の割合が36.6%、「インターネットの利用を制限されている人には、持参や郵送することを認めること」を挙げた者の割合が31.7%、「公的機関や弁護士なの専門家の団体などから、システムの利用について適切なサポートを受けられるようにすること」を挙げた者の割合が28.6%などの順となっている。なお、「どのような条件が整備されたとしても、インターネットを利用する方法のみとするのはよいとは思わない」と答えた者の割合が37.0%となっている。(複数回答、上位4項目)

性別に見ると、「誰もが簡単に操作できるシステムを作ること」を挙げた者の割合は女性で 高くなっている。 (図5、表5)

図5 インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どちらかというと反対である」、「反対である」と答えた者に、複数回答

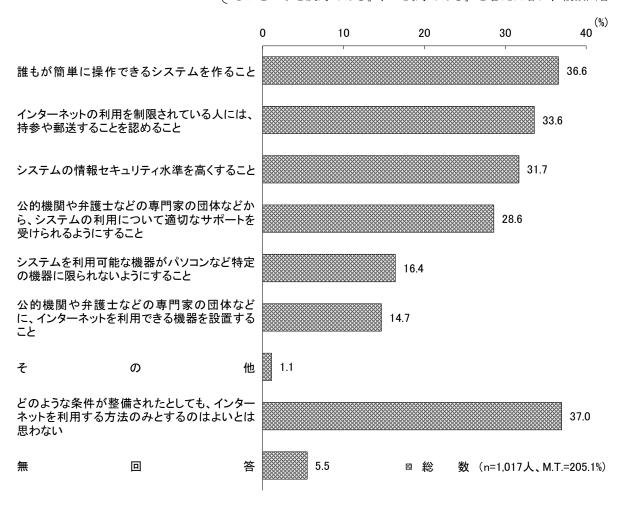


表 5 インターネットを利用する方法のみとするための条件整備

(訴状などの提出をインターネットを利用する方法のみとすることに「どち らかというと反対である」、「反対である」と答えた者に、複数回答

					_								
			該当者	こと 誰もが簡単に操作できるシステムを作	と人には、持参や郵送することを認める人には、持参や郵送することを認めるインターネットの利用を制限されてい	すること システムの情報セキュリティ水準を高	サポートを受けられるようにすることどから、システムの利用について適切公的機関や弁護士などの専門家の団体	とが特定の機器に限られないようにするがお定の機器に限られないようにするシステムを利用可能な機器がパソコン	を設置することどに、インターネットを利用できる機どに、インターネットを利用できる機公的機関や弁護士などの専門家の団体	۶ 0	るのはよいとは思わないインターネットを利用する方法のみとすどのような条件が整備されたとしても、	無回	計 (M. T.)
			数	る	こる	<	なな	こな	器な	他	す、	答	
			人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総		数	1,017	36.6	33.6	31.7	28.6	16. 4	14. 7	1. 1	37.0	5. 5	205. 1
	都 市 規 模												
大	都	市	295	38.6	38. 3	35.3	28. 1	19. 3	16. 3	2.4	33. 6	5.8	217. 6
東	京 都 区	部	68	44. 1	44. 1	41.2	33.8	26. 5	22. 1	5. 9	26. 5	2.9	247. 1
政	令 指 定 者		227	37.0	36.6	33. 5	26. 4	17. 2	14. 5	1. 3	35. 7	6. 6	208. 8
中	都	市	407	37. 1	33. 2	31.9	29. 0	15. 5	14. 3	0. 5	36. 1	5. 7	203. 2
小	都	市	232	32.8	32. 3	28. 4	27. 6	16. 8	13. 4	0. 9	41.8	4. 7	198. 7
町	hil-	村	83	37.3	22.9	26. 5	31. 3	9. 6	14. 5	_	39. 8	6. 0	188. 0
男	性) .h4-	146	20.2	21.0	99.0	99. 7	1.0	1.6 1	1 0	20.1	C 1	200.7
女		性性	446 571	32. 3 39. 9	31. 8 35. 0	28. 9 33. 8	28. 7 28. 5	16. 8 16. 1	16. 1 13. 5	1. 8 0. 5	38. 1 36. 1	6. 1	200. 7 208. 6
女 〔 年	三 歯		871	აყ. ყ	აა. 0	აა. ი	40. Đ	10. 1	15. 5	0. 0	əu. 1	5. 1	200.0
18	~ 29	歳	78	55. 1	57. 7	53.8	37. 2	30.8	23. 1	3.8	16. 7	1. 3	279. 5
30	~ 39	歳	107	43. 0	56. 1	47. 7	36. 4	28. 0	24. 3	2.8	21. 5	3. 7	263. 6
40	~ 49	歳	191	35. 1	41.4	35. 1	30. 4	16. 2	15. 7	0.5	32. 5	6. 3	213. 1
50	~ 59	歳	179	35.8	33. 5	39. 7	27. 9	16. 2	15. 6	1. 1	42. 5	2. 2	214. 5
60	~ 69	歳	181	30.4	24. 3	22.7	24. 3	11. 6	9. 4	0.6	47. 0	6. 1	176. 2
70	歳 以	上	281	34. 5	19. 2	17.8	25. 3	11. 4	10. 7	0. 4	41. 6	8. 5	169. 4

民事裁判IT化に関する世論調査

令和2年9月

調 査 時 期:令和2年9月17日から令和2年11月1日 調 査 対 象:全国18歳以上の日本国籍を有する者3,000人

有効回収数(率):1,967人(65.6%)

「ここからは、民事裁判IT化についておうかがいします」

全員の方が【資料1】を読んでから下の 問1 以降をお答えください

【資料1】

民事裁判とは、貸したお金を返してほしい、家賃を 払ってもらえないので立ち退いてほしい、交通事故に よってけがをしたので治療費を払ってほしいなどの トラブルについて、裁判所において判決又は和解を行 うことによって解決を図る手続のことをいいます。

なお、訴状とは、裁判を起こしたい者が裁判所に対して提出しなければならない書類のことをいいます。

問1. あなたは、現在、民事裁判を起こす際に必要となる 訴状などの裁判所への提出は、持参や郵送する方法の みが認められていて、インターネットを利用する方法 は認められていないことを知っていましたか。

(Oは1つ)

- (11.7) 1. 知っていた
- (87.1) 2. 知らなかった
- (1.2) 無回答

全員の方が【資料2】を読んでから下の 問2 以降をお答えください

【資料2】

現在、政府では、民事裁判を起こす際に、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出する制度を設けることについて検討しています。

- 問2. あなたは、仮に今後、訴状などの裁判所への提出は インターネットを利用する方法に限定し、持参や郵送 による方法を認めないこととした場合、賛成ですか。 それとも反対ですか。(Oは1つ)
 - (9.1) 1. 賛成である
 - (13.3) 2. どちらかというと賛成である
 - (22.0) **3**. 弁護士などの専門家が提出する場合の み、インターネットを利用する方法に 限定するのであれば賛成である
 - (30.6) 4. どちらかというと反対である ……
 - (21.1) 5. 反対である

(1.8) 6. その他

(具体的に→)

(2.1) 無回答

次のページの 問4 に進んでください

次のページの 問3 に進んでください

問2で「1.賛成である」、「2.どちらかというと<mark>」</mark> 賛成である」と答えた方への質問

問3. インターネットを利用する方法のみとすることについて、賛成の理由は何ですか。(Oはいくつでも) (n=441)

- (84.4) **1**. 手続を行うために、裁判所や郵便局に 行く手間や費用が必要なくなるから
- (28.3) **2**. 裁判資料の保管が紙よりもしやすく なるから
- (23.1) 3. 紙資源の節約につながるから
- (64.2) 4. 持参するための時間や郵送に要する期間が不要になり、訴状などの受付までが迅速に進むことが期待できるから
- (46.9) **5**. 裁判所の事務の効率化によって手続が 迅速に進むことが期待できるから
- (1.4) 6. その他 (具体的に→)

(0.7) 無回答

(M. T. = 249. 0)

問2で「4. どちらかというと反対である」、 「5. 反対である」と答えた方への質問

問4. インターネットを利用する方法のみとすることについて、反対の理由は何ですか。なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。

(Oはいくつでも)

(n=1, 017)

- (21.2) 1. 自宅などにインターネットを利用する ための回線がないから
- (23.3) 2. 仮に、システムを利用できる機器がパソコンのみとなった場合、パソコンを所有していないから
- (35.3) 3. システムの操作に不安があるから
- (48.0) **4.** システムの情報セキュリティ水準が低いと個人情報が流出するおそれがあるから
- (82.4) **5**. 誰もがインターネットを利用できる とは限らないから
- (15.2) **6.** インターネットの利用を制限されている人もいるから

(5.7)	7.	その他	(具体的に→)	

(3.1)

無回答

(M. T. = 234. 3)

右の段の 問5 に進んでください

問2で「4.どちらかというと反対である」、

「5.反対である」と答えた方への質問

問5. インターネットを利用する方法のみとするためには、どのような条件を整備する必要があると思いますか。なお、ここでいう「システム」とは、インターネットを利用して訴状などを裁判所に提出するシステムのことをいいます。(Oはいくつでも)

(n=1, 017)

- (16.4) **1**. システムを利用可能な機器がパソコン など特定の機器に限られないようにす ること
- (36.6) **2**. 誰もが簡単に操作できるシステムを 作ること
- (28.6) **3**. 公的機関や弁護士などの専門家の団体などから、システムの利用について適切なサポートを受けられるようにすること
- (31.7) **4.** システムの情報セキュリティ水準を 高くすること
- (14.7) 5. 公的機関や弁護士などの専門家の団体 などに、インターネットを利用できる 機器を設置すること
- (33.6) **6**. インターネットの利用を制限されている人には、持参や郵送することを認めること
- (1.1) 7. その他 (具体的に→)
- (37.0) **8**. どのような条件が整備されたとしても、 インターネットを利用する方法のみと するのはよいとは思わない
- (5.5) 無回答

(M. T. = 205. 1)